

大船渡第一・第二太陽光発電所事業 環境影響評価方法書
に対する知事意見

令和5年11月30日
岩手三陸太陽光発電合同会社あて

1 総括的事項

- (1) 環境影響の調査・予測に当たっては、岩手県環境影響評価技術指針の別表第3の参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査及び予測の妥当性を検討したうえで適切に実施すること。
- (2) 環境影響の評価に当たっては、調査及び予測の結果並びに環境保全措置等を踏まえ、評価の根拠及び検討経緯を明らかにし、対象事業の実施による環境影響が事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているものであるか及び環境の保全についての配慮が適正になされているものであるかを検討すること。
- (3) 地域住民と適切なコミュニケーションを図る観点から、環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、地域住民、有識者、対象事業実施区域の大部分を占める五葉山県立自然公園の管理者、関係行政機関等との意見交換を行い、上記の検討経緯を説明するとともに、その意見を踏まえ、必要に応じて、追加的な調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行い、事業について理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

- (1) 水質については、近年の局所集中的な降雨の傾向と工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価すること。
- (2) 土地の安定性については、対象事業実施区域内に含まれる花崗岩質岩石にマサ土が散見されることなども踏まえ、十分な地盤調査を実施するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 希少猛禽類については、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域を踏査するとともに、環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な動植物に配慮して、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 景観については、大船渡市長の意見を踏まえ、五葉山山頂に到る登山道等を眺望点として追加すること。
- (6) 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として、対象事業実施区域及び

その周囲に位置している元山、大窪溪谷、笠詰山、大窪山についても追加を検討すること。

3 大船渡市長及び釜石市長からの意見

対象事業実施区域を管轄する大船渡市長及び釜石市長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。